

平和の政治学としての『閉鎖商業国家論』

杉 田 孝 夫

一、はじめに

ファイヒテ没後すでに二百年の時間が経過した。その間のファイヒテ研究とりわけ法・政治・社会哲学関係のテクストに対する解釈のほとんどは、それぞれの時代の支配的イデオロギーや政治的社会的課題との対話の産物であった。そのつどファイヒテがどのように読まれてきたかを綴れば、一つのドイツ近代思想史を編むことができると言ってよいほどである。そこには二十世紀ドイツの光と影がはつきりと投影されている。

『閉鎖商業国家論』(一八〇〇年)⁽¹⁾はそのような解釈的投影からなる文脈をいくつもまとめている書物の一つである。哲学者の非現実的な観念論という批判から始まり、自給自足的なスバルタモデル、社会主義モデル、全体主義モデルといった解釈図式が与えられてきた。刊行直後のアダム・ミュラーによる批評は、国民経済に関する無知の書、非現実的な観念論哲学の産物にすぎないとするものであった。この書物に対するこうした印象は今日に至るまでつきまとっている。『閉鎖商業国家論』刊行からちょうど一世紀後の一九〇〇年に、社会主義との関連からファイ

ヒテを解釈するハンス・リндаウやマリネ・ヴェーバーの研究が登場するが、ファイヒテ没後百年と第一次世界大戦勃発の年にあたる一九一四年以後は、特にナシヨナリズムとの関連からの解釈が主流になる。その後、ナチズムの崩壊とともに、第二次世界大戦後の全体主義批判のなかでこの書物はナチズムと社会主義という二つの全体主義のルーツとして批判の対象とされてきた。⁽⁴⁾

たしかにファイヒテの『閉鎖商業国家論』をどのように読むかという問題は、読者が置かれた世界の諸条件とそなかで条件づけられた読者の問題意識から読むことになることは避けられない。しかし可能な限りそれを相対化してテキストの歴史的個性を読み取るのが思想史家の任務である。それにしても『閉鎖商業国家論』をファイヒテの著作群全体のなかでどのように位置づけるかという検討は、いまだ適切になされているとは言いがたい。⁽⁵⁾

戦後のファイヒテ研究史においては、『ドイツ国民に告ぐ』とともに、扱にくい書物として、棚上げされてきたのではないかという印象がある。近年解釈の主流になりつつあるドイツ初期自由主義の思想文脈にもかならずしもうまく収まるとはいえないのである。研究者の問題設定それ自体がある種の制約から免れ得ないからである。それは研究者が生きる時代の問題状況や思想的布置が研究者の思考に及ぼす制約であるといってもよいかもしれない。読解する主体が自らを相対化し、分析対象となるテキストを相対化するためにも、既存の解釈図式からいったん離れて、『閉鎖商業国家論』それ自体を読解することがぜひとも必要である。

そこで本稿では、この『閉鎖商業国家論』というテキストを、ファイヒテ自身の意図に即して、ファイヒテの哲学的思索の過程のなかでどのように位置づければ、われわれに理解可能なものとなるのだろうか、という問に答える試みとして、テキストに内在する論理とそのテキストを条件づけているコンテキストを明らかにすることを課題とする。その際、本稿では、(一) 主権国家の国内における自己完結的な一元的法体系に対応するものとしての「閉鎖

商業国家」という性格、(二) 国内秩序の構成原理を、人間の根源的権利としての「生きる権利」と国民のかかる権利と福利を保証するための政府の統制機能という関係のうちに基礎づけ、この点において「純粹法学」（『自然法論』）に対する「政治学」として捉えられる『閉鎖商業国家論』、(三) カントの『永遠平和のために』論評に始まるフイヒテの「平和」構築のための処方箋としての『閉鎖商業国家論』、という三つの観点から、解釈学的試論を試みる。

二、「国法学」と「政治学」あるいは「法論の付録としての閉鎖商業国家論」

フイヒテはなぜこのような作品を書いたのだろうか。まず『自然法論』と『閉鎖商業国家論』との連続性あるいは連続性という観点から検討する。

フイヒテは『閉鎖商業国家論』という表題に「法論の付録」としてかつ将来刊行される政治学の試論としての哲学的構想」という副題を付している。「法論の付録」とは一七九六年および九七年に刊行された『知識学の原理による自然法の基礎』第一部・第二部のことである。「付録」という言葉のなかに、『自然法論』と『閉鎖商業国家論』とがある種の連続性をもっていることが示唆されているが、この連続性は「表題の準備的説明」において明確にすぎないように記されている。

「同じ法律と同じ最高強制権力のもとにある一つの閉じた人間集団が法律上の国家を形成するわけだが、この人間集団は、お互いの間でお互いのために、相互的な商業と工業とだけに制限されるべきであり、同じ立法

と強制権力とに服属しない人は、その取引への関与から排除されるべきものである。そうであるからにはその集団は、閉じた法律上の国家を形成するように、商業国家を、しかも閉鎖商業国家を形成するであろう。」(17.38)。

ここに含意されていることは、共通の一元的な国内法体系とその強制権力を共有する人的法共同体の装置としての国家は、そこで営まれる営業の自由もその法体系に拘束され、その意味で「閉鎖商業国家」であるということであり、それはまさに主権国家の論理の説明にはかならない。主権国家としての国民国家における商業ほか諸産業の営業の自由の現実をみれば、そこにはかならず国法による規定があることは周知の事実である。自由は共通の法のもとでのみ成立する。

これに関連して、フイヒテは、「緒論」で、「理性国家」と「現実国家」との対比、そしてその両者をつなぐ「政治学」について、つぎのように述べて、『閉鎖商業国家論』を「政治学」として位置づけている。

「純粹国法 (das reine Staatsrecht)」は人間を前提とするが、抽象的に人間を前提にし、「理性国家 (der Vernunftstaat)」を成立させる。「現実国家 (der wirkliche Staat)」は、「所与の国家 (der gegebene Staat)」であり、徐々に「理性国家」に近づくということ以上のこととはなしえず、理性国家を徐々に創設することに従事している (17.51)。ちょうどカントのいう「現象的 (フェノメナルな)」世界と「本体的 (ヌメーナルな)」世界との関係と類似の関係として「現実国家」と「理性国家」との関係を描いているように見える。

「純粹国法」では正しいことは何かが問題であり、そこから正しい国家としての「理性国家」が導きだされる。フイヒテの『自然法論』の課題はまさにこの点に議論が絞られる。しかし「現実国家」のもとでは、「理性国家」

のもとでのように、「何が適法なのか」ということだけが問題ではない。むしろ「所与の条件のもとで、適法なものがいかに実現可能なのか」という政策論的な検討が問題である。この「現実国家」の「統治の学問（Regierungswissenschaft）」が「政治学（Politik）」であり、「政治学」は「所与の国家」と「理性国家」との中間に位置する学問であり、「政治学」は「所与の国家と理性国家に変換する切れ目のない直線を描き、ついには純粹国法となつて終わる」。すなわち「政治学」は、現実の世界にあつて「理性国家」という「完全国家」をめざして、所与の諸条件のなかにありながらも、それらの諸条件に立ちつつ、技芸をつくして、善き統治を遂行するための学知にほかならない。

「人間が関与すべき善きものはことごとく、人間みずからの技芸（Kunst）により学問（Wissenschaft）に基づいて、もたらされなければならない。これが人間の使命（Bestimmung）である。自然があらかじめ人間に与えているものは、技芸を適用する可能性以外にはなにもない。他のことがらに比べると同様に統治（Regierung）においてもまた、ひとは概念的に把握されるものごとごとく概念的に把握しなければならない。そして予期しうることがらはこれを望ましく達成するであろうことを希望しつつ、それを盲目的な偶然に委ねることを止めなければならない」（I751）。

「純粹国法」と「政治学」の関係をこのように捉えているが、それはまさに『自然法論』と『閉鎖商業国家論』との関係にほかならない。

ファイヒテは『閉鎖商業国家論』の「献辞」を、イエーナを追われたファイヒテのベルリンへの受け入れに助力した

プロイセンの枢密國務大臣フォン・シュトルーエンゼーに宛てて書いているが、そのなかで、この「政治学」について、「純粹国法において提示されるべき一般的な規範のいっそう立ち入った規定」は「政治学」と称する学問において生まれるものであるが、この「政治学」という学問も「純粹な国法学と同様に、真正なる思弁的哲学者の任務」であり、「実践そのものではなく、かりそめにも学問であるかぎり、現実の国家そのものに限定してのみ語られるべきものではない」とし、「一般政治学」として語られるべきであり、個別の具体的な国家から出発するのはなく、「提示される時代における大ヨーロッパ共和国のすべての諸国家に共通の情勢」から出発すべきであることが強調されている。ここには『閉鎖商業国家論』で提出される問題が、同時代のヨーロッパ(共和国)のすべての国々に共通の問題として抽象されていることがはっきりと表明されている。

フィヒテが読者として期待し想定するのは、たんなる経験にしか基づかない「實際政治家(die ausübende Politiker)」ではなく、「思弁的政治家(die spekulative Politiker)」である。「思弁的政治家」は、秩序と透徹と明確性への認識をもって、一般的規範のレベルで、思考し判断するのに対して、「實際政治家」は、概念や推算を信頼せず、ただ直接的な経験における保証だけに信を置くからである。この対比はカントの『理論と実践』や『永遠平和のために』における道德原理と政治の緊張関係を引き継いでいる。

三、『閉鎖商業国家論』の構成

当時ドイツの言論界では、一方で家父長主義的な幸福主義的国家観と他方でそこでは人間の自律性と自由を損なうとして国家の役割を各人の人格的権利と財産の保護以外には国家は関与すべきでないとする二つの見方があっ

た。前者はモーゼス・メンデルスゾーンなどベルリンの啓蒙思想家たちに代表され、後者はカントに代表され、ヴィルヘルム・フォン・フンボルトの『国家活動の限界』は後者の立場である。⁽⁶⁾ フィヒテは後者の人間の自由という観点から後者の立場を容認しつつも、それは国家の義務と権利とをあまりに狭く制限するものであるとし、「国家の使命は、各人におののものをはじめて与え、各人にはじめて所有させ、しかるのちはじめて各人のこの状態の保護をなすことにある」(1753)と捉える。人間が相互に自由であるためには、相互の契約があつて初めて可能であるが、それを保証するのは国家のみであり、国家の法体系という閉鎖された全体のうちに通に人間が統合されたときだけである。

ところであらゆる人間的な活動の目的は、生きることができるといふ目的であり、この権利は万人に平等に開かれているという意味で、あるゆる人は平等に生きる権利を有している(1755)。国家は理性という技術を用いて、各人を助け、徐々にでも、各人が各人のものを取得できるように努めなければならない。その意味で「各人に各人のものを与えるのが国家の使命である」(1756)。国民は、その職業身分によつて、快適に生きるうえで必要とするものは異なるが、おのの特定の業務のために必要とする力と幸福とが維持されるためにといふ意味で、すべての人びとが釣り合いのとれたかたちで快適に生活するということが至当であるとされる(1767)。

これが国家の原則であり、それに基づいて「理性国家において交易上なにか適法であるとされるのか」が探求される。フィヒテにおいては、人間の自由の基礎は「行為に対する排他的権利」が根本であり、「物件に対する排他的権利」ではない。といふのは、

「自由な活動は、諸力が抗争する在処である。したがつて、自由な活動は、抗争者たちが折り合いをつけ契

約をしなければならぬ真の対象であるが、物件はけっしてこうした契約の対象ではない。自由な行為の対象に対する所有は、自由な行為に対する排他的な権利からはじめて生まれ、導きだされる」(1754-55)。

したがって、「自由な行為の領域は、万人と万人とのあいだの契約によって、個々人に分配される。そして、この分割によって、所有が成立するのである」(1755)。フィヒテは財産権を物に限定するのではなく、行為に関する排他的権利として捉えている。フィヒテの所有権は、物に対しての所有ではなく、行為に対する所有権であるところに独自性がある。土地に対する所有は否定されている。出エジプト記(19-5)の「大地は主のものである」を引いて、「人間のものは、この大地を目的にかなったかたちで耕し利用する能力だけである」(1786)と論じる。あらゆる所有権の根柢は、すでにわれわれに留保されている一定の自由な活動から他の人を排除する権利のうちに設定されなければならないのであって、対象の排他的占有のうちにはけっして設定されてはならないのである。

しかしこの配分が正義の法*Rechtsgesetz*に適うものであるべきだとすれば、どのように配分されなければならないのか。あらゆる人間の活動の目的が、生きることができるといふ目的であって、すべての人が同等の権利を主張するものだとすると、どのように配分されなければならないのか。フィヒテは、「分配ないし分割にあつてすべての人が存立しつづけることができるように、その分割がなされなければならない」(1755)という原則を提示する。これは二十世紀になって普遍化する生存権あるいは社会権と呼ばれることになる権利であり、フランス人権宣言の人権の構成要素にはない権利である。フィヒテの思想がフランス革命の原理に依拠しながらも、フランス革命の原理を超えている点はどこにある。フィヒテの所有契約が物件に対する権利に限定されるのではなく、等しく個々人すべての権利の根源として、生きる権利としての活動の自由すなわち「行為に対する排他的な権利」が根本に置か

れていることがフイヒテの思想の個性だといえる。

知識学は、まさにこの問題を認識論的自由の主体としての自我とそれを対象化する非我との交互作用を哲学的に論じたものである。一七九〇年代の自然法論や道徳論がいずれも「知識学の原理に基づく」とフイヒテ自身が言っているのは、たんなる修辞ではない。自然法論の付録である『閉鎖商業国家論』の論理の根本原理もやはりこの点から理解されるべきであろう。

『閉鎖商業国家論』の職業身分構成論もこの原則の公共の交易への普遍的適用として論じられる。

「閉鎖商業国家」の基本構成要素は、農林漁業生産物を生産する「生産者身分 (der Stand der Producenten)」、加工を業とする「製造業者身分 (der Stand der Künstler)」、生産物と工場製品とを交換媒介することを業務とする「商人身分 (der Stand der Kaufleute)」の三身分からなる。さらに政府の構成員、教育身分、防衛身分は、基本構成要素の構成員のためにのみ公共的に奉仕することを目的とする「公共の官吏 (Öffentliche Beamte)」として位置づけられている。

生産者身分は農民のほかに菜園業者、果樹園業者、園芸業者、畜産業者、漁師などに分類される (I, 759)。これらの身分は、ほかのだからも邪魔されずに独自の洞察と評価にしたがって契約によって認められた区画の土地で果実を獲得する権利と正義という点に所有の実質がある。

同様に工作者の排他的権利も専門職業に関する契約に基づいて、配分される。商取引をする資格も同様である。これらのすべての契約は、国家の言明する法律によって規定され、政府はこうした契約が正しく履行されるべく監視する。

しかし総生産量が固定されているわけではない。すべての基礎には農業生産量がすべての基礎にあるとされるが、

「自然がより温和になり、さまざまな技術のうちでも第一のものである農業の技術が進展をかちとってはじめて、他の技術も向上し促進される」としているところを見れば、農業生産量の拡大に応じて他の分野の生産量も拡大し、交換の量と多様性がそれに従い、人びとの快適な生活の保障に資するように公平に配分されるように管理されるという理解である。各身分の人数はそうした条件をみたく算定され、管理され、人員が余れば、余剰分は他の部門に回されることになる。

この考え方は、現代の資本主義における労働市場における可変的な労働力の需要供給のバランスの調整とどれほど違うだろうか。現代社会でも市場に任せておいてはならず、政府は労働力の需給バランスが適正になるように常にその動向を監視し、データをとり、調整を行っている。ただ閉鎖された国家の内部におけるバランスの維持確保を強調しているという点がフィヒテの主張の独特な点である。統制や計画は、社会主義国家だけでなく、二十世紀の国民国家にとっては、状況に応じて程度の差はあれ、考慮に入れなければならない手法であったし、とりわけケインズ経済学以降はおおむね国内の生産と分配・消費あるいは需要と供給のバランスをつねに意識してきたことを考えれば、フィヒテの議論はそれほど奇異な話ではない。「閉鎖」の意味をあまり狭くとらえると読み誤る。むしろ理念型と捉えたほうが理解しやすい。フィヒテ的な三身分と公務員の構成は国民国家形成期から現代にいたるまで、どの国でも普遍的な構成である。しかも一八〇〇年ころは、イギリスはすでに産業革命の第一段階を経験しているが、フランスはようやく産業革命の緒についたところであり、ドイツは産業革命はまだ二十年先のことである。ドイツでは旧身分制の構造がなお生きていた時代であったが、その点ではイギリスやフランスでも程度の差はしかなかったといえよう。

依然として旧来からの枠組みのなかで農業を基礎に、鉱工業と商業あるいは交易が考えられていた。そこにおい

て問題なのは国内における封建的な旧身分制秩序のもとでの自由のなさ、身分的格差、そして奢侈と貧困であった。フイヒテがそこに現実の国家の編成とあり方の不正を見だし、その不正を是正するために、国民国家という共通の法のもとでの万人の自由と生存と快適さを保証する条件をひとつの理念型として求めたのである。「閉鎖」という表現は国民国家の編成を概念的に単純化してとらえるためのフィクションであったのではないだろうか。

工作者という工業身分は、品質の良さと必要とされる量を供給すべく、制作し、政府はすべての市民に対してこの保証の義務を負う。まず第一になすべきことはすべての人に必要なものの制作あるいは加工であり、必需品への配慮が第一でなければならない。不要不急なもの、不可欠なものの、あるいは不要不急とするのが困難なもの、後回しにしなければならない（I760）。これが正義であり、「ある人が不要不急なものの代価を支払うことができると、その同胞市民（Mitbürger）の誰かが必要最低限のものを現前に見いさず、あるいはその代価を支払うことができなければ、このことはまさに不正である」（I761）。

どれだけ制作し、どのように配分するかは、必要としている人に必要とする分が正しく配分されるにはどれだけ量が必要かの計算によって決まってくる。また工場製品を可能な限り完璧な状態で供給するために、国家はある労働部門に従事しようとするどの人に対しても、技術に精通する者によって資格試験をしなければならぬ（I762）。国家による技能資格試験制度が職人の技術水準を上げ、かつ製品の品質保証の前提になることを指摘している。

商人の数は、国民のもとで流通のうちにある商品の量にしたがって、かつ技術の状態にしたがって規定されなければならない、政府は流通に携わる商人の数の算定をし、つねに過不足なく一定数を確保するように努める

責任をもつ(17.63)。

こうして国内の必要は過不足なくすべての人に必要に応じて配分されるようにすべての生産品、加工品の生産量、品質、各部門の労働従事者の数、技能水準が政府によって管理される。このことによって国内の貧困をなくし、奢侈を抑制し、万人が人間らしく快適に生きることが可能になるとフィヒテは考える。

「人間は、不安なく楽しく喜びながら労働すべきであり、みずからの精神と目を上げて天を見つめ、天を仰いで教養形成する時間を残しておくべきである」これは「人間の権利」である(17.72)。

同時代においても国民の富、国民の繁栄ということが盛んに話題になるが、フィヒテはそれに対して国民の繁栄とは「内的な本質的な繁栄の実質」は、「困難が最小限であって持続する労働によって、もつとも人間的な享受を調達することができる」ということにあるのであり、少数の個人の繁栄なのではないと批判する。フィヒテにとつて、少数の個人の繁栄は、国民が極度に病んでいることの真の印であり根柢にほかならなかった(17.71-72)。

正義を目的にする者は、その目的に達する唯一の手段を持つ、国民(Volk)はなんびとも、みずからの安寧(Wohstand)を手に入れる権利を欲し、なんびともこのことを欲する権利をもつ。そして国民のすべての権利が獲得され維持されるために仕立てられた装置である政府は、それが実現すべく遂行することを自らの義務とするのである(17.72)。

政府の目的が国民の人間としての権利の擁護であることがこのように示されている。

そのような目的をもった政府が任用しなければならない人員は、法律を運用し公共の秩序を維持する官吏、公共の教授活動に排他的に従事する教授・教師、そして内外の敵が行う暴力活動に対して国民を守るために武器を用いる訓練をしてつねに準備ができていた警察・軍隊である。これらの人びとは「公共の官吏」と呼ばれ、業務の本性に従ってよく生きるべきものとされる。農工商の職業身分のためにそれらの身分に代わって公共の利益に努めるゆえに、かれらの生存に必要な生産物と工場製品を与えられるのである。理性的でよく秩序のとれた国家において政府が求めるべき目的はなにかということ、政府が必要とされる範囲の中で考えなければならぬというが（I:74）、それは政府が自己目的化しないようにという意味である。一七九四年の『学者の使命』のなかでフィヒテは「国家は社会の完成のために存在し、国家がその必要がなくなるような社会にするために存在する」と言ったが、『閉鎖商業国家論』における国家と政府の存在理由も、一七九四年の延長線上にあると言える。

生産と交換・分配の均衡に配慮することを目的とする「閉鎖商業国家」なのだが、それはたしかに閉じた構造になつてはいるが単純再生産の「停滞する社会」ではない。

フィヒテは「循環する貨幣の総和は、公共の交易のうちにある商品の総和を表現している」と述べているが、単純再生産的な商取引のように見える彼の構想に対する「商取引はそれ自身で価値と法則を形成する」という反論を想定して、「用いることのできるものすべては、国民の内部の富に属しており、国民によって享受されるべきものである、けつしてほかの目的のために利用されるべきでないからである」（I:79）とその正当性を主張する。その根拠はどこにあるのだろうか。奢侈による国内の富の外国への流出と国内の格差と貧困の拡大を恐れているのである。しかもそれが国内のみならず、不足を補いかつ余剰を求め国際的な植民地争奪戦の原因となり、はては国際的な格

差と貧富の差の拡大を促すことになることを批判しているのである。なぜならそれがファイヒテにとって戦争の原因となる不正義だからである。民間レベルで他国の市民との国際交易が禁じられるのはこれが理由である。

したがって「閉鎖商業国家の市民 (Bürger) は、同じ国家の市民とだけ交易をすることができ、けっして他の人間と交易をすることはできない。しかし国家のすべての市民は、結局のところ万事にわたり支払わなければならない相手に対して代価を支払うことのできるだけの貨幣を新たに稼ぎだすことを強要されることになる」(1770)。すなわち国家に対して、すべての人は間接的にせよ直接的にせよ税を支払わなければならないが、集めた税は、国家が管理し、そのことによって国内貨幣が成立する。国家が集めた富である税が貨幣の実効性の裏付けになる。その限りで貨幣は「もっとも役に立たない材料で製造」されても問題はないということになる。貨幣が国内でしか流通しないことによって、そして政府によってつねに生産・流通・分配・消費の均衡が取れるように調整管理されることによって、国民の権利である国民生活の安寧と福利が得られるという考えである。調和と均衡がとれたかたちで国内が繁栄すれば、すなわち国民全体が漸進的に進歩を続けられれば、国民全体の安寧と福利はより高い繁栄へと変わっていくというのがファイヒテの見方である。国内で調達できない有益かつ必要なものは、国家が対外貿易によって調達し必要なところに供給するのだからという。内外の交易を政府が管理することによって、国内の需要と供給を満たし、無用な富の流出を避け、自足をめざすというわけである。

四、「カント「永遠平和のために」論評」との関係

世界貨幣 (Weltgeld) の廃止と国内貨幣 (Landesgeld) の制定というファイヒテの独創的提案について、ファイヒ

テ自身「必要に迫られないようななどの国家もこの提案を好んで採用することはないだろうし、また必要に迫られて採用するような国家は約束された利益をこの方策から得ることはなく、提案を決議することも実行することもないだろう」（1743）と述べているが、その理由の説明が興味深い。

「ヨーロッパは貿易において他の諸大陸に対して巨大な利益を得ており、他の諸大陸の諸力や生産物を自己の諸力と生産物との十分な等価物なしにおびただしく獲得しており、ヨーロッパ各国をたどると他のヨーロッパ諸国との関係において不利益な貿易収支の状態にあつたとしても、他の大陸から共に搾取することによつて若干の利益を引き出し、収支を改善し、さらに巨大な利益を得たいという希望を捨てないでいる。ヨーロッパのどの国も、この大ヨーロッパ商事会社から脱退するならば、そうしたすべてのことを放棄しなければならぬでしょう。」（1744）。

だから、現状ではどの国もそんなことはできないし、しないだろう。ではどうすればよいのか。ヨーロッパと他の大陸との関係は、法と正義に基づくものではないのだから、持続するはずはない、ということをもかくにも示さなければならぬ、というのがフィヒテの判断である。ヨーロッパ諸国の他の大陸諸国に対する植民地的支配や奴隷貿易が不正義であり、どの国も自らこの不正義から離脱しようとはしないと告発に終わっている。しかしこのフィヒテのことは重要である。ヨーロッパ諸国の海外交易や植民地交易の不当性の認識は何に由来するのであろうか。

フィヒテはカントの『永遠平和のために』の書評論文を一七九六年一月に『ドイツ学識者協会哲学雑誌』第四巻

第一号に「永遠平和のために―イマヌエル・カントの哲学的考察―」と題して発表している。⁽⁷⁾ カントは交易が諸国民の間の友好的な関係を助長すると述べている。

商業精神は、戦争とは両立できないが、おそかれはやかれあらゆる民族を支配するようになるのは、この商業精神である。つまり国家権力の下にあるあらゆる力(手段)のなかで、金力こそはもつとも信頼できる力であろうから、そこで諸国家は、自分自身が(もとより道徳性の動機によるのではないが)高貴な平和を促進するように強いられ、また世界のどこでも戦争が勃発する恐れがあるときは、あたかもそのために恒久的な連合が結ばれているかのように、調停によって戦争を防止するように強いられている、と考えるのである(A VIII 368)。⁽⁸⁾

しかしフィヒテからすれば、それがかえってヨーロッパと非ヨーロッパとの間の関係の不法と不正義を生み出し、ヨーロッパ諸国間に戦争の種を撒いている。カントの構想を実現するにはこの点を是正するための国内秩序構想が必要となるし、一国だけでなく、さらにヨーロッパ諸国が同様の新しい国内秩序を構想しなければならない。

それについてフィヒテは現実の同時代のヨーロッパ諸国家を「ひとまとまりの大商業国家(ein einziger grosser Handelsstaat)」と見立てて問題点を論じ、キリスト教を信奉する新しいヨーロッパの「諸民族(Völker)」を「一つの国民(Eine Nation)」と捉えて考察する。これは古代のゲルマン諸民族相互の敵対的關係と同じゲルマンの習俗に根ざす根源的な共属性の上にローマの属州化とキリスト教化によって新たに獲得された共通の枠組みと概念で捉えられる共通性に立つ「新しい」ヨーロッパという対比に基づくものである。キリスト教ヨーロッパという統一的

な枠組のなかで中世以来形成された商取引システムがフィヒテの時代にまで続いているという見立てである。中世から近代にいたるまでそこでの「金銀が共通の交換手段として」つまり「世界通貨」として通用し、この「大商業国家」のあらゆるところで循環してきた。

政治秩序という点では本来あるべき共通の統治者すら存在せず、無政府状態にあったが、産業も技術も（一八世紀と比較して）それほど進歩していなかったころには、それほど懸念すべきことではなかった。こうした状態では、商取引は、徹底的に自由であり、計算されることもなく、制限されることもなかった。「キリスト教ヨーロッパは、一つの全体であったので、ヨーロッパ人の商取引は、たがいに自由でなければならなかった」（1795）。

「キリスト教ヨーロッパ全体が、ほかの大陸のなかでつけ加わった植民地や商取引地と一体となって、いつでも一つの全体となっているのであれば、たしかにあらゆる部分があらゆる部分と商取引することは、根源的にそうであったように自由でありつづけなければならない」。しかし反対に「キリスト教ヨーロッパの全体がさまざまな政府のもとに立ついくつかの国家 (Staatsganzen) へと分離するならば、それらは分離されて徹底的に閉鎖されたいくつかの商業国家にならなければならない」。つまり「政治的無政府性がしだいに廃棄されるならば同様に商取引の無政府性も廃棄されなければならない」。なぜならば「国家がその立法と裁判権において閉鎖されているのならば、同様に国家は商業国家としても閉鎖され」なければならないからである。複数の国の市民が直接的に交易をすることを容認し、それを前提とする仕組みはすべて、それらの市民を「一つの国家の市民」として考察することなのであり、その考え方はすでに廃棄された過去の国制の残滓でしかないと説く。

そういうなかで富あるいは福利のかたよったあり方が生まれ、競争がさらにそれを激化し、相互の信頼関係を壊し、戦争状態を生み出す。

「商取引する世間において万人の万人に対する終わりなき戦争が買い手と売り手とのあいだの戦争として発生することになる。そして、世界が人であふれ、あらたに加わる顧客獲得によって商業国家が拡大し、生産と技術が向上して、そのことによって流通に入る商品が量的に増大して多様化し、それに伴ってすべての人の欲求が増大して多様化するようになればなるほど、その戦争はいっそうはげしくいっそう不正になり、その結末は、いっそう危険なものになる」(I.7.98)。

なぜなら諸国民が単純な生活の仕方をしているときには大きな不正や抑圧もなく進んでいたことが、欲求が高まるとはなほだしい不正に変貌し、非常に悲惨なことの源泉に変貌するからである。買い手は、売り手が商品を流通させるのを妨げようとするし、買い手は、商取引の自由を要求することになる。このため、買い手は、製造業者と商人の激しい競争を要求することになる。

売り手は在庫を押さえたり、商品の品質を落としたりする。市場には必需品が欠乏しはじめる。その結果、物価は高騰し、労働者は貧困化し、勤勉な家族は、欠乏と悲惨のうちで零落したり、そのような不正な状態から逃れようと移住したりする。人間は、徹底的に自由であろうとして、最後には互いに滅ぼし合うことになる(I.7.99)。これはフランス革命の一側面を言っているともとれる。

「政府にたいする憎しみが臣民の心のなかに生じ、こうした憎しみから政府に対する戦争が生ずるが、この戦争は、策略によって、また最終的にはもちろんまったく公然たる暴力によって遂行される(I.7.110)。

ファイヒテの一七九〇年代の法・政治・社会哲学に関する公刊された作品は、一七九三年匿名で発表された『フランス革命に関する公衆の判断を是正するための寄与』『いままでも自由を抑圧してきたヨーロッパの諸侯からの思想の自由の返還要求』と一七九六年に刊行された『知識学の原理による自然法の基礎』第一部、九七年刊行の同第二部がある。これらの作品をみればわかるように、ファイヒテの政治社会論はフランスの「人と市民の権利の宣言」とカントの「永遠平和のために」が決定的な支柱となっており、カントの平和論の方向性を支持しそれに基づいているものの、交易に関しては鋭く対立する点を残している。カントは諸国民の交易が、相互のコミュニケーションを促し、友好善隣の関係が生まれ、それだけ無用な戦争は起こりにくくなるとするのに対して、ファイヒテは交易が戦争と格差の拡大を促し、弱い国は貧困状態においやられると考える。カントは、共和主義的な諸国家連合をつくることによって、そうではない国も共和制の国制になるよう促されていき、しだいにすべての国が共和制になり、国際平和へ向かっていくと主張する。それについてファイヒテはどの国家も閉鎖商業国家になることによって、自足的かつ自立的な国家となり、戦争の要因は縮減していくと考えた。

ファイヒテ自身は、この書物を脱稿後、自分のそれまでの作品の中でもっとも完成度の高い著作だと自負していたが、同時代の読者の反応はむしろ逆であり、非現実的な哲学的構想でしかないという評価が支配的であった。たしかに、古典的自由主義経済の観点に立てば、反時代的なものでしかなかったかもしれない。

しかしファイヒテの意図は別のところにあった。同時代の奢侈と貧困は、国内的には旧身分制秩序から生まれ、国際的にはヨーロッパ諸国の非ヨーロッパ世界の植民地化と奴隷貿易を含む植民地貿易という収奪により生まれていくことの不法と不正義を糾すことにあった。戦争の原因は欲望の競争とそこから生まれる相互の不信である。奢侈と無用な競争を廃し、すべての人間の自由と生存のための過不足のない自己充足を確保するための秩序をつくり、

互恵的な国際関係がつくられれば、平和がもたらされる。では、それに向かっていくための政治経済社会をどのように構成すればよいのだろうか。一七八九年の「人と市民の権利の宣言」がすでに原理を提供しているではないか。これを基礎に主権国家において国法の自己完結性に相応する自己完結的な政治経済体制がそれぞれの国でつくられれば、そして国家間で不足の部分と過剰な部分の相互交換を行えば、無用な争いは避けられ、平和にむかって進路をとりはじめることになるのではないか。そのための指針を与えるのが政治学としての『閉鎖商業国家論』である。これがファイヒテの構想の意図であった。

五、むすび

『閉鎖商業国家論』で描かれている国家は、一つの完全国家モデルである。テキストからはつきりと読み取れるのは、人間の根源的権利を基礎に、主権国家の国内秩序を構成する構成的論理と、主権国家が相互に侵略や収奪をせずに相互の自足と自立を前提に相互補完的な交易と交流によって平和の国際秩序が形成されるという構図である。ファイヒテの「閉鎖商業国家」は、そのような永遠平和のための条件としての国内秩序構成の理念型であったと理解できないだろうか。

「閉鎖商業国家」は、現実の国家がめざすべき正の側面を提示するためのモデルであるが、現実の国家の内部と外部の負の側面に対する批判の書であることに重心がおかれていることを見逃してはならない。その意味でなによりも現実の問題状況に対する理念的批判であり、理想状態をめざす方法という形式をとった批判的著作であり、たんなる観念論的夢想ではない。

同時代の歴史過程を考えれば、フランス革命の理念と現実における破綻を見つつ、理念を現実の破綻から救出し、理念を実現するための構想であったともいえる。フランス革命の理念という文脈とカントの永遠平和の実現のための進路という二つのコンテクストが、ひとつになつて『自然法論』と『閉鎖商業国家論』を支えていることが見えてくる。

たしかに「閉鎖性」と政府による「統制性」に目を向ければ、「閉鎖商業国家」は、二十世紀の二つの全体主義国家モデルや社会主義国家モデルと重なつて見えてくる。しかしフィヒテの批判の対象は、無秩序な自由貿易や商業資本主義が生み出した国内の格差と貧困そして国際的な収奪と格差、その果ての戦争であつた。

フィヒテの思索の過程のなかにテクストを置いて読めば、テクストとテクストをつなく独自のコンテクストが浮かび上がってくる。まずはこの方法からテクストの個性を読み取るべきである。本稿はそのような方法による『閉鎖商業国家論』再読であつた。その個性は、われわれの問題関心に向かつて、テクストの歴史性とそれを超えたアクチュアリティとなつて、われわれに語りかけてくる。それは政治学的には近代主権国家としての国民国家あるいはのちの福祉国家の理論的枠組と同質のものを『閉鎖商業国家論』に読み取れることを可能にするものである。しかし同時にナチス国家も社会主義国家も、近代主権国家としての国民国家のなかからその対抗として生まれてきたがゆえに、冷戦構造のもとで、『閉鎖商業国家論』は、自由民主主義の立場からは、全体主義国家の同類とされ、かつそのルーツとして批判の対象とされたのである。

だがその自由民主主義すらも、国民国家内部の格差と貧困の問題をフィヒテの社会権に依拠して福祉国家（社会国家）をめざさざるを得なかつたし、国際的には南北問題の解決としてフィヒテ的な国際的協調体制の構築をめざし、国際的な調整と管理の体制の構築を進めているのである。ヨーロッパに関して言えば、EUの構想は、相対的

に弱小国家となったヨーロッパ諸国が国家間競争と対立の止揚のために、主権国家システムの原理を根底に据えつつ、カント的な連邦国家的組織を編成したと言えるところに、域内での政治的社会的諸価値と諸基準の共有のためにフィヒテ的な国際的統制システムの創出という側面を有していることも否定できない。両側面は、一見対立するようであるが、じつは連動しているのである。

- (1) 初版版はDer geschlossene Handelsrat. Eine philosophischer Entwurf als Anhang zur Rechtslehre und Probe einer künftigen zu liefernden Politik. Tübingen, Cotta, 1800¹⁾であるが、¹⁾では底本としてバイエルン科学アカデミー版全集(J.G.Fichte Gesamtausgabe der Bayerischen Akademie der Wissenschaften I,7) 所収のテクストを用い、引用頁注の数字は全集版に従う。邦語訳に出口勇蔵訳『封鎖商業国家論』(世界古典文庫、日本評論社、一九四九年)と『フィヒテ全集第一六巻閉鎖商業国家・国家論講義』(哲書房、二〇一三年) 所収の神山伸弘訳『閉鎖商業国家』がある。訳文は基本的には邦訳全集版に負っているが、出口訳も参照し、筆者の解釈を加えたので、かならずしも同じではない。
- (2) アダム・ミュラー(原田哲史訳)『アダム・ミュラー「封鎖商業国家」と題されたフィヒテの哲学的構想について』(下)『四日市大学論集』第二巻第一号、一九八九年、一四七―一五六頁、第二巻第二号、一九九〇年、二二一―二四一頁所収、及び原田哲史『アダム・ミュラー研究』(ミネルヴァ書房、二〇〇二年)第一章 若きミュラーのフィヒテ批判とスマイス賛美』(二五―五四頁)参照。同時代の他の批判については、神山伸弘『閉鎖商業国家』解説『フィヒテ全集 第一六巻 閉鎖商業国家・国家論講義』(哲書房、二〇一三年)所収。
- (3) Hans Lindau, Johann Gottlieb Fichte und der neuere Sozialismus, Berlin, Fontane, 1900.
- (4) Marianne Weber, Fichte's Sozialismus und sein Verhältnis zur Marx'schen Doktrin, Tübingen, J.C.B.Mohr, 1900.
- (5) ポパーやタルモンに代表される全体主義批判がその後のフィヒテ研究に及ぼした影響については、拙稿『ドイツ国民に告ぐ』はどのように読まれ、どのように読まれなかったか』『フィヒテ研究』第一七号(見洋書房、二〇〇九年) 所収参照。
- (6) フィヒテの法政治論関係のテクストの相互関係に関する筆者の理解の概要については、長澤邦彦・入江幸男編著『フィヒテ知識学の全容』(見洋書房、二〇一四年)二〇七―二一八頁所収の拙稿「後期フィヒテの社会哲学一八〇〇―一八一四年」

を参照。

- (6) さしあたりフレデリック・C・バイザー（杉田孝夫訳）『啓蒙・革命・ロマン主義 近代ドイツ政治思想の起源 1790 - 1800』（法政大学出版局、二〇一〇年）第一章「一七九〇年代におけるドイツ自由主義」参照。
- (7) 邦訳は、杉田孝夫・渡部壮一訳「永遠平和のために―イマヌエル・カントの哲学的論考」『フイヒテ全集 第六巻 自然法論』哲書房、一九九五年）四五五―四六九頁所収。
- (8) 訳文は、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』（岩波文庫、一九八五年）七四頁。引用表記はアカデミー版カント全集に基づく。
- (9) Fichtes Werke, herausgegeben von Immanuel Hermann Fichte, III, Zur Rechts- und Sittenlehre 1. Vorrede des Herausgebers, XXXVIII. Walter de Gruyter, Berlin, 1971.